

# 特定口座が さらに 便利に変わります！

平成22年1月から

## 公募株式投資信託の分配金の特定口座への受入が可能に！

平成22年1月から、公募株式投資信託の分配金を「特定口座(源泉徴収あり)」に受入れることができます。これにより、特定口座(源泉徴収あり)内に公募株式投資信託の譲渡損失が生じた場合には、公募株式投資信託の普通分配金と特定口座内で自動的に損益通算することが可能となり、源泉徴収額の過納分が還付されます。※特定口座(源泉徴収なし)内では自動的に損益通算はされません。

### ○特定口座(源泉徴収あり)内で自動的に行われる損益通算について○

	平成21年12月まで	平成22年1月以降
投資信託の税金・償還による 譲渡益・譲渡損失	○ (申告不要)	○ (申告不要)
普通分配金による 配当金	× (確定申告にて損益通算可能)	○ (申告不要)

○…自動的に損益通算できます。 ×…自動的に損益通算できません。

※特別分配金は元本の払い戻しとして非課税で取り扱われるため、損益通算の対象となりません。

※普通分配金と譲渡損失との損益通算は原則としてその年分として年末に計算され、過納分は翌年初に還付されます。

※繰越控除をしている譲渡損失との損益通算については、従来どおり確定申告が必要となります。

※特定口座に受入れた分配金と、他社の特定口座等で生じた譲渡損失や繰越損失を通算する場合は、確定申告が必要です。

※特定口座に受入れた分配金を申告する場合は、その年の当該特定口座に受入れた分配金の全額を申告する必要があります。

また、「源泉徴収ありの特定口座」の譲渡損失については申告する場合も、その年に当該特定口座に受入れた分配金の全額を併せ

※申告不要の譲渡所得および配当金について確定申告を行うと、その所得が合計所得と参入され、各種所得

### ★ 現在、特定口座(源泉徴収あり)をご利用のお客さまへ

1

収益分配金を特定口座へ受入れる場合、お手続き不要です。

※平成21年12月末までにすでに源泉徴収あり口座を開設済みのお客さまは、特例により「配当等受け入れ開始届出書」

2

分配金の特定口座への受入れを希望されない場合、平成21年12月30日までに「源泉徴収選択口座内配当等受け入れ終了届出書」をご提出ください。

※最終の届出日は保有されている投資信託の平成22年最初の決算日までとなりますが、なるべく上記期日までにご提出ください。

※なお、最終の届出日までにご提出にならない場合は、上記特例が適用となり、「配当等受入開始届出書」が提出されたものとみなされ、分配金の特定口座への受入れをご了承されたものとさせていただきます。届出書はお取引店にて用意

### ★ 特定口座(源泉徴収なし)をご利用のお客さまへ

特定口座に分配金はいれられないため、確定申告での損益通算となります。

●当資料は平成21年12月1日時点での情報をもとに作成しています。今後の税制改正等により内容が変更になる可能性があります。

## 北都銀行

商号等: 株式会社北都銀行 登録金融機関 東北財務局長(登金)第10号 加入協会: 日本証券業協会